



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西川 正洋
(コード番号 5161 東証二部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 福岡 美朝
(TEL : 082-237-9371)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 68 回定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的および変更の概要

- (1) 当社は、平成29年2月16日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、平成29年6月27日開催予定の第68回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、次の変更を行います。
 - ①会社の機関に関する規定の変更、取締役および取締役会に関する規定の変更、監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行います。
 - ②取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することが可能となるよう、変更案第26条（取締役への委任）を新設いたします。
- (2) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条第1項の事業目的を一部削除いたします。
- (3) 電子公告制度の採用による公告機能および利便性の向上、ならびに公告掲載のための費用を勘案し、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるため、現行定款第5条の内容を変更いたします。
- (4) 経営体制の機動的な構築を可能とするため、現行定款第15条（招集権者および議長）および現行定款第25条（取締役会の招集権者および議長）に所要の変更を行います。
- (5) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）、現行定款第41条（期末配当）および現行定款第42条（中間配当）を削除し、

変更案第40条（剰余金の配当の基準日）を新設いたします。なお、本定款変更は株主提案権の排除を意図するものではありません。

（6）会計監査人に関する各事項につき、法令に従い当社での取り扱いを明確にするため、変更案第35条（会計監査人の選任）、同第36条（会計監査人の任期）および同第37条（会計監査人の報酬等）を新設いたします。

（7）その他、字句の修正および上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）平成29年6月27日（火）

定款変更の効力発生日（予定）平成29年6月27日（火）

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種のゴムおよび樹脂製品ならびにそれに関連する製品の製造 2. 各種のゴムおよび樹脂製品ならびにそれに関連する製品の売買ならびに斡旋 3. 各種のゴムおよび樹脂製品製造用機械の製造ならびに販売 <u>4. 食料品および日用雑貨品の製造ならびに販売</u> <u>5. 微生物検査用試薬および検査用機械の製造ならびに販売</u> <u>6. 前各号に付帯関連する一切の事業</u> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関の設置) 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会</u>および<u>会計監査人</u>を置く。</p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種のゴムおよび樹脂製品ならびにそれに関連する製品の製造 2. 各種のゴムおよび樹脂製品ならびにそれに関連する製品の売買ならびに斡旋 3. 各種のゴムおよび樹脂製品製造用機械の製造ならびに販売 <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>4. 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関の設置) 当社は、<u>株主総会</u>および<u>取締役</u>のほか、次の<u>機関</u>を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、</u>日本経済新聞に掲載する。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>第7条 (自己株式の取得)</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>第15条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u> (新設)</p> <p><u>②取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第16条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (員数) 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p> <p>第21条 (選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>代表取締役がこれを</u>招集し、議長となる。 <u>②代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> <u>③代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の<u>監査等委員でない取締役は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第20条 (選任) 取締役は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区分して、株主総会において</u>選任する。</p>

現行定款	変更案
<p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 22 条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>②補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間</u>とする。</p> <p>第 23 条 (代表取締役)</p> <p>取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第 24 条 (役付取締役)</p> <p>取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 25 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④当社は、<u>会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑤前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議の効力を有する期間は、<u>当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第 21 条 (任期)</p> <p><u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条 (代表取締役)</p> <p>取締役会は、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>第 23 条 (役付取締役)</p> <p>取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役およびその他必要な役付取締役を</u>各若干名選定することができる。</p> <p>第 24 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p><u>②取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p><u>③取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>第26条（取締役会の権限） <u>取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか当会社の重要な業務の執行を決定する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第27条（条文省略）</p> <p>第28条（取締役会の決議の省略） <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>第29条（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><u>②代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>③代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>④取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮することができる。</u></p> <p>第25条（取締役会規則） <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>取締役会の定める取締役会規則による。</u></u></p> <p><u>第26条（取締役への委任）</u> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></u></p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>第28条（取締役会の決議の省略） <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>第29条（報酬等） <u>報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>取締役が当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区分して</u>株主総会の決議によって定める。</u></u></p>

現行定款	変更案
<p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第 31 条 (員数) <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>第 32 条 (選任) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 33 条 (任期) <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>第 34 条 (常勤監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>②監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。</u></p> <p>第 35 条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u> (新設)</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 31 条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (削除)</p> <p>第 32 条 (招集手続) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 36 条 (監査役会の権限) <u>監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する重要な事項について協議し、または決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	<p>第 33 条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 37 条 (監査役会の決議) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 34 条 (監査等委員会の決議) <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 38 条 (報酬等) <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 39 条 (監査役の責任限定契約) <u>当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 35 条 (会計監査人の選任) <u>会計監査人は株主総会において選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 36 条 (会計監査人の任期) <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 37 条 (会計監査人の報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計算</p>
<p>第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>39</u>条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第<u>40</u>条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第<u>41</u>条 (期末配当) <u>期末配当は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第<u>42</u>条 (中間配当) <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第<u>43</u>条 (配当金の除斥期間) <u>期末配当金および中間配当金は、その支払開始の時から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第<u>41</u>条 (配当金の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の時から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u> <u>②未払の配当金には、利息を付さない。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、第 68 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める監査役<u>(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>